

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県那珂川町、栃木県		
計画期間 実施期間	H20 ~ H21 H20 ~ H21	総事業費(交付金)	29,000 千円 (14,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本事業を実施することにより、都市と農村の交流が拡大され、交流人口の増加により地域の特産品の販売額が伸びる。また、その繰り返しにより定住に結びつく事例も想定される、よって適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	那珂川町振興計画の農林振興施策の中で「中山間地域の魅力を活かした都市交流促進と農村づくり」ということで、恵まれた地域資源の活用や生活環境の整備、都市と農村の交流や連携活動などを通して、元気で個性豊かな農村づくりを推進することとなり、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関連団体、猟友会等の地域住民からの要望により取りまとめた事業であり、地域住民との調整は図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	本事業については、猟友会の関係者や、道の駅・農村レストランの関係施設から早期完成が望まれており、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該事業を活用して整備する施設による効果を基に目標値を設定しており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	施設整備は単年度で完了し、次年度から処理計画に基づき処理するため目標も達成できるので、計画期間、実施期間は適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	イノシシ処理施設は、屠畜場の木造(新築)のものであるから耐用年数は17年となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記により1.11である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は町である。また、町において有害鳥獣の捕獲に関する計画を策定する見込であり、また、当該施設で製造された精肉を道の駅・馬頭温泉・農村レストラン等で、猪丼・牡丹鍋・ウィンナー等に加工販売し交流促進に寄与すると認められる。このことから、実施要綱等の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	受益者が農業者等多数に及び町が事業主体になって整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、管理規定等を策定し管理するもので、目的外使用の恐れもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	那珂川町地区における交流人口は平成18年度197万人であり、今後も同程度の交流人口が見込まれ、地域内の既存交流施設の道の駅・馬頭温泉郷・農村レストラン等の利用者数を踏まえて利用計画を策定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	処理施設については、町内で捕獲したイノシシで計画しているが、茨城栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会(12市町)とも連携を図っており、近隣施設との競合はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は猟友会等のイノシシの捕獲者で、利用時期については、過去3年間の捕獲実績により処理頭数を月別に定め利用計画を策定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	イノシシの年間捕獲頭数を基に、施設規模、施設利用計画を作成しており、また、設置場所は地区の中心でイノシシの搬入、製品の販売にあたり交通の便もよく事業を実施するのに適当な場所である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	処理施設については、過去3年間の捕獲頭数等を基本に施設利用計画を策定し規模決定しており適正である。群馬県で実施している事業費は101.89㎡で39,300千円(㎡当り386千円)、今回整備する施設の事業費は69.56㎡で28,000千円(㎡当り403千円)となるが、群馬県は建物が既設利用であり、今回整備する建物は新築と比較しても適性であり、過大積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	処理施設は、必要最小限の整備にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	附属施設として保冷車を整備する。と体の運搬については、県の衛生管理ガイドラインにより、肉の鮮度を保つため食品の衛生管理上必要不可欠なものであり、食肉用と区別して使用する必要があるため汎用性はない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品として、プレハブ冷蔵庫・冷凍冷蔵庫・真空包装機・スライサー等を交付金で整備する。当該備品は肉の製品化及び雑菌繁殖防止のため食品衛生上必要不可欠のものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	本地区のほぼ中心であり敷地も広く利便性に配慮された適正な場所である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	学校統廃合による廃校の町有地を確保している。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平成20年度予算計上済みである。事業主体の負担は過疎債を充当する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	イノシシ処理施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収支計画を策定し、1年間の収入は精肉の販売額3,347千円で、支出は処理費・人件費・維持管理費・検査手数料等で3,332千円を見込んでおり、収支の均衡は取れている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他事業との合体施行の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。